

3 数値目標は必須

公立病院改革プラン策定へ

総務省の公立病院改革懇談会（座長＝長隆・公認会計士）は十月二十九日に第四回会合を開き、事務局側が提示した公立病院改革ガイドラインの素案をめぐり意見交換を行った。ガイドラインは各都道府県が二十年度中に策定する公立病院改革プランの指針。次回の

十一月十二日の会合で集約を目指す。改革プランに盛り込む事項は、①前提としての当該病院の果たすべき役割と一般会計負担の考え方（負担すべき範囲の考え方と繰出基準の明示）②経営の効率化③再編・ネットワーク化④経営形態の見直し④の四

点。対象期間は、経営効率化が三年、再編・ネットワーク化と経営形態の見直しに関する実施計画部分が五年を標準とする。

このうち経営指標に関する数値目標としては、①経常収支比率②職員給与費対営業収益比率③病床利用率④は必ず数値目標を設定すること、目標設定は所定の繰出が行われた上で経常黒字が達成されること（著しく困難な場合は黒字

達成時期を明示しつつ目標を設定）を前提に定められるべきとした。

また「病床利用率が過去三年間連続して七〇％未満の病院」については、改革プランで病床数の削減や診療所化等の抜本的な見直しを行うこと、病床過剰地域（二次医療圏）に複数の公立病院があるケースは再編・ネットワーク化で過剰病床の解消を目指すべきことを盛り込んだ。

再編・ネットワーク化については、新しい医療計画との整合を図ること、都道府県は再編実現に向けて主体的に企画することを求め、再編計画策定に当たっての具体的な留意点、再編のパターン例を示した。

国の財政支援措置（改革プラン策定費、再編に伴う新たな医療機能整備費、清算経費等）は年末までに決定する。